

人事院勧告出る マイナス 0.23%

3年連続切り下げ勧告

50才台を中心に40才以上の月例級を引き下げ
一時金の月数は据え置き(12月期2.05月、6月期1.9月)
現給保障(給与構造の見直しに関する)の廃止
(2012年度1/2、2013年度全廃)
初任給改定なし(高卒140,100円、大卒181,200円)
定年延長:
平成25年度から1才延長、
給与水準は60才前の73%、一時金3.0月・年

2011年度人事院勧告についての特殊法人労連幹事会声明

2011年9月30日

特殊法人労連幹事会

1、人事院は、本日、「マイナス0.23%、899円」の引き下げと、一時金の据え置き、給与構造見直しに伴う現給保障の廃止(今年度は経過措置額の2分の1を減額、減額上限1万円)などを内容とする勧告を政府と国会に対し行った。

3年連続の月例給引き下げは、賃金改善を求める公務労働者の切実な要求を裏切るものである。特に、俸給表の改定において50歳台の職員が在職する号俸の引き下げと現給保障の廃止で、職員によっては二重の引き下げとなり、生活設計に大きな支障をきたしかねない。労働組合の反対を押し切り、引き下げ勧告を行ったことに強く抗議するものである。

2、勧告では、民間と50歳台公務員との給与水準の是正と定年延長の実施を、現給保障を廃止する理由にしている。しかし、2005年の給与構造見直しは、国家公務員の年功的な俸給構造の見直しを行い、俸給表の水準を大幅に下げたものであったが、「最大7%程度の制度改正による引き下げとなることから」経過措置として、現給保

障が行われた。具体的には「新たな俸給表の月額が平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、経過措置として、それに達するまでの間は新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額を保障する」と勧告しており、自ら反故にすることは許されない。廃止になれば2万円以上の引き下げになる職員もいて看過できない。

また、50歳台の官民較差は去年の1.5%定率削減と現給保障廃止に収まらないとして、今後の取り組みの中で昇格・昇給を含めた見直しを検討するとしており、まずはその世代の給与水準について労働組合との丁寧な協議が必要である。

定年延長の「意見の申出」においても、民間の定年延長のモデルとなる公務員において、職務・職責が全く変わらなくとも、60歳を境に年収で7割程度にまで減額している。これまでの職務・職責を基本とした給与制度を、60歳を境に変更することは根本問題であり、また年齢差別であり許されないものである。

3、特殊法人労連は、民主党の「国家公務員総人件費2割削減」をはじめとする「給与引き下げ特例法案」や公務員たたき、増税のスケープゴートとしての「独立行政法人改革」等厳しい情勢のもとで、公務労組連絡会に結集し、人事院前行動を含む中央行動、「ジャンボはがき」や「職場決議」に取り組んできた。

人事院勧告は国家公務員だけでなく630万人の公務関係労働者に影響し、とりわけ東日本大震災復興に向けて公的職場で奮闘する公務関係労働者の労苦を思い図れば、公務・民間の「賃下げの悪循環」となる「マイナス勧告」ではなく、デフレ不況から脱却する賃上げこそが必要である。

しかし、政府は一部の労働組合と合意した「給与引き下げ特例法案=平均7.8%削減・3年」を、民主党マニフェスト実現を理由とすることから震災復興財源にシフトして成立を狙っている。連合・公務員連絡会も人事院勧告を行わないよう要求するとともに、「厳しい財政事情や震災を踏まえ、苦渋の決断をした」として、「引き下げ法案」成立を求めている。

国家財政の問題は公務員賃金の引き下げで解決できるわけではなく、むしろ巨大な内部留保を持つ大企業と巨額の役員報酬や株主利益を得ている資産家に応分の負担を求めるのが筋である。特殊法人労連は貧困と格差をなくし、官民労働者の連帯でデフレ脱却と賃上げをめざしていく。

とりわけ、野田政権の「独立行政法人改革」で、年内にも独法の統廃合も含めた見直し案の策定、来年の国会に法案提出との動きを前に、国民・利用者と連帯し、雇用と労働条件確保のために奮闘するものである。

以上

科労協 共同団交 (9月29日)

東京事務所にて、原研労・科労協 共同団交が行われました。8月25日付けの2011年度賃上げなどに関する要求書¹の回答団交という位置づけです。人事院勧告がまだ出ておらず、公務関係の労働条件改定がどこも進んでいないことから、具体的な処遇改定の回答はありませんでした。組合側からは、ラスパイレス指数問題への対応姿勢に対する注文を行ないました。

そのほか、健康保険の会計などについて若干のやり取りがありました。

投稿・・・・・・・・どこまでやるの

原科研内第二ボイラー脇の駐車場(旧ゴミ捨て場跡)での

“毎分 150 カウント以上の放射性物質発掘調査”

東電福島第一原発(TF1NPP)事故により被害を被られている福島県民等の方々には、謝罪の気持ちを込めながら・・・

先ず話は、マッチポンな仕事についてから入ります。

先日、福島支援に行かせてもらいましたが、TF1NPP から「20km 以内の警戒区域への住民一時帰宅の支援」作業は、経産省原子力安全保安院の下での「安全管理者」という名の連絡係あるいは中継基地での「フロア担当」という名の雑用係としての仕事でした。

「安全管理者」の仕事では、一時帰宅者の方がたには、茨城県東海村の原研の職員でありながら今回の大事故を起こさせてしまったことでお役にできなかったことのお詫びと自己紹介をしてから仕事に入らせていただきました。

また、かつて原発の危険を訴え続けて冷や飯を食わされた原研労組員がいたという事実を見てきた者として今回の事故は起こるべくして起きたものと感じていると原子力研究開発史の一端を話させていただきました。

「原発の使用済み燃料は、2、3 年も冷やせばあとは簡単に済むものだと思っていたが、後々まで続くんでは、この事故も考えるとプラスマイナスゼロどころか、マイナスだ」との嘆きも洩れておりました。でも、皆さんすっきりした顔つきで帰って行かれました。

「フロア担当」の仕事では、中継基地内では、説明会場と放射能汚染検査場所が同室で背中合わせのため、3月11日までの常識では決して考えられなかったことが起こってしま

た。この放射能汚染検査場所は開放型の放射線管理区域として設定しているにも拘らず、説明会場ではこれを背にして暑いからと扇風機がばんばん回っていたのです。しかも、放射能検査制限値は、3月11日以前の値の約1500倍の毎分100,000カウントであり、これ以下は「良しとしよう」というわけですから、舞い上がっているものを吸い込む心配は高いわけですね。今回の大事故を起こさせてしまった原子力安全保安院の真の姿を垣間見た思いでした。

さらに、福島県内の放射線測定支援にも行かせてもらいました。

これは、一部福島県の放射線測定班支援作業も含まれていましたが、概ね文科省支援の仕事でした。おへその高さで毎時7.5 μ Sv、その近くの足元の排水ます口元では毎時30 μ Sv以上などというところもあったのですが、本当に文科省の職員の方々には頭が下がりました。(3月11日以前の常識であれば自身の身を守るために、このような状況ではマスクと布手袋等の着用は当たり前でしたが)「住民が心配するので自分たちはしない」のだと文科省の方は言うておりました。私は原研での経験上反射的に身を守っていました。

また、気になったのは文科省のモニタリングカー自体の放射線量率が結構高く毎時2.7 μ Svぐらいの部分も有ったりしまして、「3月11日以前で言う放射線管理区域」に匹敵する環境なのです。こういった非管理区域での過酷な労働環境での作業であり労働安全衛生法上問題があるのではないかと気になりました。

さて、標題の件に入りたいと思います。

9月22日現在、今年8月24日に原科研第2ボイラー北側屋外で放射性物質(毎分6500カウントのセシウム137が入った金属缶等)が発見されたということで、急きょ覆いをして管理区域に設定した第二ボイラー脇の駐車場(旧ゴミ捨て場跡)での“毎分150カウント以上の放射性物質発掘調査”が毎日23人ほどの労力で継続されています。約6m \times 11mの広さの所を12区画ほどにして深さ1mあたりまで掘り進んできたのですが、行けども行けどもバックグラウンド値(毎分80カウント前後)の砂土ばかりです。

このような労力を、東電福島第1原発事故による敷地内汚染分布図の作成と除染作業、そして、さらにその実績により「地域の汚染分布図の作成と除染作業に掛けたほうが遥かに有益だ」との声も聞こえてきます。

3月11日以降、放射線管理が無法状態です。常識が180度逆転しました。

新鮮な頭脳による新たな認識で賢い対応を望むものです。

今後に期待します。

(9/28 炉利用炉技術分会 正治 章)